



# 水と空と土と

## 会津北部土地改良区広報

第90号 令和4年3月1日発行

会津北部土地改良区

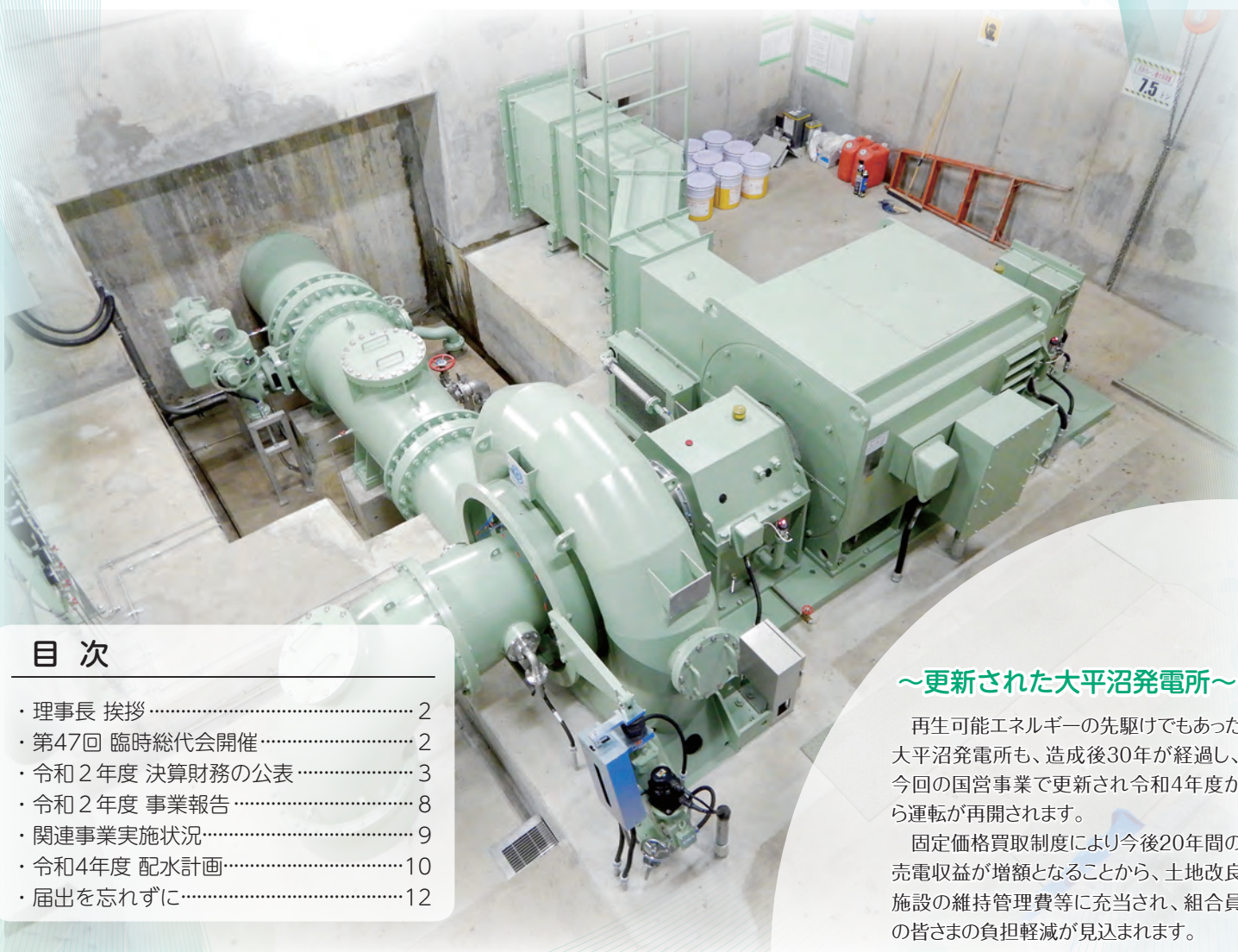
〒966-0017 福島県喜多方市関柴町  
三津井字前田 454-1

TEL 0241-22-7356

FAX 0241-22-7396

URL [www.aizuhokubu.or.jp](http://www.aizuhokubu.or.jp)  
E-mail [info@aizuhokubu.or.jp](mailto:info@aizuhokubu.or.jp)

会津北部土地改良区／組合員数 3,740人 受益面積 4,763.5ha



### 目次

- ・理事長挨拶……………2
- ・第47回臨時総代会開催……………2
- ・令和2年度決算財務の公表……………3
- ・令和2年度事業報告……………8
- ・関連事業実施状況……………9
- ・令和4年度配水計画……………10
- ・届出を忘れずに……………12

### ～更新された大平沼発電所～

再生可能エネルギーの先駆けでもあった大平沼発電所も、造成後30年が経過し、今回の国営事業で更新され令和4年度から運転が再開されます。

固定価格買取制度により今後20年間の売電収益が増額となることから、土地改良施設の維持管理費等に充当され、組合員の皆さまの負担軽減が見込まれます。



会津北部土地改良区  
理事長 佐藤 雄一

## 理事長あいさつ

(第47回臨時総代会挨拶 抜粋)

第47回臨時総代会にご出席を賜り誠にありがとうございます。開催にあたり、簡単に私からひと言ご挨拶を申し上げます。組合員、総代の皆さまには会津北部土地改良区の業務運営、事業推進にあたり特段のご支援ご協力をいただき、誠にありがとうございます。忠信より厚く御礼を申し上げる次第であります。さて、新型コロナウイルスの感染者数は全国的に減少し安定した状況ではありますが、新たな変異株が出現し終息が見通せない現状であります。1日も早く安心して暮らせる日常が戻ってくることを切に願っておる次第です。また、コロナ禍で生活様式が変化し、米の需要が減少したことに伴い、米価が大幅に下落し、土地改良管内の農業経営も大変厳しい状況にあっても農業基盤である土地改良施設を整備し維持していくことが、土地改良区の重要な役目と考えております。現在、施工中の国営かんがい排水事業は会津北部農業水利事業建設所のご尽力により、順調に進捗をしております。令和4年4月には新しくなった大平沼発電所の稼働が予定されております。組合員の負担軽減に、今まで以上に寄与するものと考えております。今後も国、県、関係市町村のご理解とご協力を得ながら、計画的に土地改良施設の改良改修などを行い地域農業の基盤を継承していくよう努力して参ります。

尚、本日は令和2年度の事業報告、財産目録及び収支決算、令和3年度の事業計画の変更、一般会計及び大平沼発電事業特別会計の収支補正予算の全4議案の提出をいたしております。総代の皆さまには、慎重なご審議を頂き、全議案全会一致の議決を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではありますがご挨拶といたします。

## 第47回 臨時総代会 開催

### 提出議案

- ・議案第1号 令和2年度 事業報告・財産目録及び収支決算の承認について
- ・報告第1号 令和2年度 決算監査報告について
- ・報告第2号 令和3年度 上半期中間監査報告について
- ・議案第2号 令和3年度 事業計画の変更について
- ・議案第3号 長期借入金について
- ・議案第4号 令和3年度 一般会計・大平沼発電事業特別会計収支補正予算について



承認をする総代の皆様 (上下)



堀総括監事による監査報告 (上)



議長を務め議事を進める藤城総代 (上)



第47回会津北部土地改良区臨時総代会は、令和3年12月10日午前9時より当区大会議室において、新型コロナウイルス感染対策を取りながら開催されました。

総代定数50名中43名の出席を得て、議長に藤城 厚二総代(関柴町)が選出され、議事録署名人に山崎正春総代(岩月町)、菊地 泰正総代(北塩原村)が指名されました。

報告2件、議案4件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

# 令和2年度 決算財務の公表

令和2年度から  
複式簿記会計方式を導入しました。

## 令和2年度 収支決算書 総括表

決算整理期間：令和3年5月31日までの短期債権債務を含む

単位：円

科目 (款)	合計 ①+②+③		一般会計 ①		大平沼発電事業特別会計 ②		内部取引 消去③
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	
<b>収入の部</b>							
01 土地改良事業収入	118,457,000	118,550,248	118,457,000	118,550,248			
02 発電事業収入	31,700,000	31,787,427			31,700,000	31,787,427	
03 附帯事業収入	1,860,000	2,142,510	1,860,000	2,142,510			
04 基本財産運用収入	1,083,000	1,083,440	1,083,000	1,083,440			
05 特定資産運用収入	111,000	97,477	110,000	88,078	1,000	9,399	
06 補助金等収入	17,948,777	17,751,951	17,948,777	17,751,951			
07 寄付金収入	1,000	0	1,000	0			
08 業務受託料収入	3,190,000	3,190,000	3,190,000	3,190,000			
09 雑収入	904,000	1,098,818	902,000	1,065,681	2,000	33,137	
10 公庫資金借入金収入	6,800,000	6,800,000	6,800,000	6,800,000			
11 特定資産取崩収入	9,415,000	8,727,000	9,412,000	8,727,000	3,000	0	
12 他会計貸付金回収収入	1,000	0	1,000	0			
13 他会計借入金収入	3,401,000	0			3,401,000	0	
14 他会計繰入金	691,745,318	686,145,318	624,228,925	623,410,045	67,516,393	67,516,393	△ 4,781,120
15 繰越金	29,063,850	29,063,850	20,295,468	20,295,468	8,768,382	8,768,382	
収入合計	915,680,945	906,438,039	804,289,170	803,104,421	111,391,775	108,114,738	△ 4,781,120
<b>支出の部</b>							
01 土地改良事業費支出	38,959,000	36,511,196	38,959,000	36,511,196			
02 発電事業支出	23,321,000	22,546,818			23,321,000	22,546,818	
03 一般管理費支出	41,157,000	37,150,126	39,837,000	35,965,736	1,320,000	1,184,390	
04 土地改良事業負担金支出	39,837,000	39,078,208	39,837,000	39,078,208			
05 借入金返済支出	6,846,000	6,843,699	6,846,000	6,843,699			
06 支払利息	259,000	247,521	259,000	247,521			
07 固定資産取得支出	2,980,000	2,428,114	2,380,000	1,964,134	600,000	463,980	
08 特定資産積立支出	730,647,082	729,311,814	650,235,689	650,225,640	80,411,393	79,086,174	
09 雑支出	203,000	0	201,000	0	2,000	0	
10 国庫納付金支出	1,000	0			1,000	0	
11 他会計貸付金貸付支出	3,401,000	0	3,401,000	0			
12 他会計借入金返済支出	1,000	0			1,000	0	
13 他会計繰出金	5,600,000	0			5,600,000	4,781,120	△ 4,781,120
14 予備費	22,468,863	0	22,333,481	0	135,382	0	
支出合計	915,680,945	874,117,496	804,289,170	770,836,134	111,391,775	108,062,482	△ 4,781,120
収入合計	915,680,945	906,438,039	804,289,170	803,104,421	111,391,775	108,114,738	
支出合計	915,680,945	874,117,496	804,289,170	770,836,134	111,391,775	108,062,482	
当期収支差額	0	32,320,543	0	32,268,287	0	52,256	
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	32,320,543	0	32,268,287	0	52,256	

# 令和2年度 貸借対照表 総括表

令和3年3月31日 現在

科 目	一般会計	発電特会	内部取引消去	合計
<b>I 資産の部</b>				
1 流動資産				
現金及び預金	26,347,864	5,051,875	0	31,399,739
未収賦課金等	468,978	0	0	468,978
未収金等	8,437,728	0	△ 4,781,120	3,656,608
流動資産合計	35,254,570	5,051,875	△ 4,781,120	35,525,325
2 固定資産				
(1) 基本財産				
基本財産合計	27,321,703	0	0	27,321,703
(2) 特定資産				
受託土地改良施設使用収益権等	520,519,721	4,207,647	0	524,727,368
所有土地改良施設	1,902,523,245	333,334	0	1,902,856,579
各種積立資産	599,318,413	39,870,000	0	639,188,413
発電修繕引当積立資産	0	38,424,174	0	38,424,174
退職給付引当積立資産	36,465,450	792,000	0	37,257,450
国営事業用地補償処理費用積立資産	5,714,777	0	0	5,714,777
特定資産合計	3,064,541,606	83,627,155	0	3,148,168,761
(3) その他固定資産				
建物及び附帯構造物、車両運搬具、器具備品等	34,570,862	485,738	0	35,056,600
長期未収賦課金等	3,436,458	0	0	3,436,458
前払金（県営土地改良事業分担金）	50,748,207	0	0	50,748,207
一般会計へ貸付金（退職給付引当積立資産）	0	7,431,300	△ 7,431,300	0
その他固定資産計	88,755,527	7,917,038	△ 7,431,300	89,241,265
固定資産合計	3,180,618,836	91,544,193	△ 7,431,300	3,264,731,729
<b>資産合計</b>	<b>3,215,873,406</b>	<b>96,596,068</b>	<b>△ 12,212,420</b>	<b>3,300,257,054</b>
<b>II 負債の部</b>				
1 流動負債				
未払金	2,827,921	4,963,289	△ 4,781,120	3,010,090
預り金	158,362	36,330	0	194,692
流動負債合計	2,986,283	4,999,619	△ 4,781,120	3,204,782
2 固定負債				
公庫資金等長期借入金	49,420,620	0	0	49,420,620
発電特会から借入金（退職給付引当積立資産）	7,431,300	0	△ 7,431,300	0
職員退職給付引当金	29,034,150	8,223,300	0	37,257,450
発電事業修繕引当金	0	40,186,390	0	40,186,390
長期預り金（国営事業用地等処理費用）	5,714,777	0	0	5,714,777
固定負債合計	91,600,847	48,409,690	△ 7,431,300	132,579,237
<b>負債合計</b>	<b>94,587,130</b>	<b>53,409,309</b>	<b>△ 12,212,420</b>	<b>135,784,019</b>
<b>III 正味財産の部</b>				
1 指定正味財産				
指定正味財産合計	1,586,705,809	200,000	0	1,586,905,809
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(1,586,705,809)	(200,000)	(0)	(1,586,905,809)
2 一般正味財産				
一般正味財産合計	1,534,580,467	42,986,759	0	1,577,567,226
（うち基本財産への充当額）	(27,321,703)	(0)	(0)	(27,321,703)
（うち特定資産への充当額）	(1,435,655,570)	(44,210,981)	(0)	(1,479,866,551)
<b>正味財産合計</b>	<b>3,121,286,276</b>	<b>43,186,759</b>	<b>0</b>	<b>3,164,473,035</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>3,215,873,406</b>	<b>96,596,068</b>	<b>△ 12,212,420</b>	<b>3,300,257,054</b>

# 令和2年度 正味財産増減計算書 総括表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

科 目	一般会計	発電特会	内部取引消去	合計
<b>I 一般正味財産増減計算の部</b>				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
土地改良事業収入	118,550,248	0	0	118,550,248
附帯事業収入	2,142,510	0	0	2,142,510
発電事業収入	0	31,787,427	0	31,787,427
基本財産運用収入	1,083,440	0	0	1,083,440
特定資産運用収入	88,078	9,399	0	97,477
補助金等収入	17,751,951	0	0	17,751,951
受託料収入	3,190,000	0	0	3,190,000
雑収入	79,649	33,137	0	112,786
他会計繰入金（売電収益土地改良施設管理費充当）	4,781,120	0	△ 4,781,120	0
閉鎖特別会計からの繰入金【複式導入年度限定】	618,628,925	67,516,393	0	686,145,318
前年度繰越金【複式導入年度限定】	20,295,468	8,768,382	0	29,063,850
所有土地改良施設受贈益【振替】（減価償却費補助金分）	144,736,754	200,000	0	144,936,754
経常収入計	931,328,143	108,314,738	△ 4,781,120	1,034,861,761
(2) 経常支出				
土地改良事業費支出	36,511,196	0	0	36,511,196
日中ダム水系基幹施設維持管理費支出	29,011,230	0	0	29,011,230
遠田貝沼揚水機水系基幹施設維持管理費支出	3,420,478	0	0	3,420,478
遠田第二揚水機維持管理費支出	794,431	0	0	794,431
八方頭首工受託業務費支出	3,285,057	0	0	3,285,057
減価償却費	189,678,575	0	0	189,678,575
受託土地改良施設使用収益権等減価償却費	15,317,342	0	0	15,317,342
所有土地改良施設減価償却費	174,361,233	0	0	174,361,233
発電事業費支出	0	23,218,927	0	23,218,927
発電事業費支出	0	22,546,818	0	22,546,818
減価償却費	0	672,109	0	672,109
一般管理費支出	42,974,965	2,029,916	0	45,004,881
運営事務費支出	37,049,502	1,808,507	0	38,858,009
事務所費支出	5,925,463	221,409	0	6,146,872
修繕、水道光熱、賃借料	1,489,072	167,883	0	1,656,955
減価償却費	4,436,391	53,526	0	4,489,917
土地改良事業分担金支出	12,995,000	0	0	12,995,000
他会計繰出金（売電収益土地改良施設管理費充当）	0	4,781,120	△ 4,781,120	0
長期預り金繰入（国営未処理用地費用）	5,714,777	0	0	5,714,777
経常支出計	287,874,513	30,029,963	△ 4,781,120	313,123,356
当期経常増減額	643,453,630	78,284,775	0	721,738,405
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計	19,350	0	0	19,350
(2) 経常外支出				
経常外支出計	1,270,430	40,186,390	0	41,456,820
当期経常外増減額	△ 1,251,080	△ 40,186,390	0	△ 41,437,470
当期一般正味財産増減額	642,202,550	38,098,385	0	680,300,935
一般正味財産期首残高	892,377,917	4,888,374	0	897,266,291
一般正味財産期末残高	1,534,580,467	42,986,759	0	1,577,567,226
<b>II 指定正味財産の部</b>				
一般正味財産への振替額	△ 144,736,754	△ 200,000	0	△ 144,936,754
当期指定正味財産増減額	△ 144,736,754	△ 200,000	0	△ 144,936,754
指定正味財産期首残高	1,731,442,563	400,000	0	1,731,842,563
指定正味財産期末残高	1,586,705,809	200,000	0	1,586,905,809
<b>III 正味財産期末残高</b>	3,121,286,276	43,186,759	0	3,164,473,035

# 財産目録

令和3年3月31日現在

単位：円

科 目		金 額	
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金及び預金		31,399,739	
一般会計普通預金	JA会津よつば、東邦銀行、ゆうちょ銀行	26,347,864	
発電特会普通預金	JA会津よつば	5,051,875	
未収賦課金等		468,978	
未収経常賦課金（一般経常・維持管理）		418,565	
未収特別賦課金		32,048	
未収地区除外決済金		18,365	
その他未収金等		3,653,350	
短期未収金	1件	19,350	
未収補助金	3件	3,634,000	
前払費用		3,258	
流動資産合計			35,525,325
2 固定資産			
(1) 基本財産			
山林、宅地及びその従物		24,441,703	
事務所敷地	3,728.42㎡	20,841,703	
資材置場（兼駐車場）敷地	1,200.00㎡	3,600,000	
基本財産有価証券		2,880,000	
基本財産計		27,321,703	
(2) 特定資産			
国営日中ダム農側水利権等施設利用権	日中ダム（県管理）	3件	482,417,771
国営八方頭首工水利権等施設利用権	八方頭首工（市町村管理）	22件	8,466,884
受託土地改良施設使用収益権			33,842,713
（専用）	頭首工、幹線用水路、水管理システム等	11件	29,635,065
（発電共用）	大平沼ダム取水放流設備	1件	1
（発電専用）	大平沼発電所	9件	4,207,647
所有土地改良施設			1,902,856,579
日中ダム水系基幹施設（専用）	頭首工・支線用排水路等	84件	1,762,729,888
日中ダム水系基幹施設（発電共用）	大平沼ダム、付帯設備	2件	20,223,107
日中ダム水系基幹施設（発電専用）	大平沼発電所	1件	333,334
遠田貝沼揚水機場等基幹施設	揚水機場・導水管	2件	113,956,250
遠田第二揚水機	揚水機	1件	5,614,000
財政調整準備積立資産（普通・定期預金）			169,150,511
国営負担金積立資産（普通・定期預金）			224,691,861
日中ダム水系基幹施設維持管理費積立資産（普通・定期預金）			158,353,000
遠田貝沼水系基幹施設維持管理費積立資産（普通・定期預金）			18,307,000
遠田第二揚水機維持管理費積立資産（普通・定期預金）			3,463,000
地区除外決済金積立資産（日中ダム水系 普通預金）			25,353,041
発電欠損調整積立資産（普通預金）			15,670,000
発電建設改良積立資産（普通預金）			14,200,000

▼次ページへ続く

科 目	金 額	
発電災害準備積立資産（普通預金）	10,000,000	
発電修繕引当積立資産（普通預金）	38,424,174	
職員退職給付引当積立資産（普通・定期預金）	37,257,450	
国営事業用地補償処理費用積立資産（普通預金）	5,714,777	
特 定 資 産 計	3,148,168,761	
(3) その他固定資産		
建物及び附帯構造物	30,520,069	
事務所本庁舎 鉄骨 2階 718.90㎡	28,633,514	
事務所第 2、倉庫、車庫等 5 件	5	
事務所本庁舎附帯構造物 33 件	1,886,550	
車両運搬具 7 台	1,854,869	
器具備品等	1,236,237	
ソフトウェア	1,445,425	
長期未収賦課金等	3,436,458	
前払金（県営土地改良事業分担金）	50,748,207	
水利施設保全高度化事業分担金前払金	47,719,417	
日中ダム国造適正化事業分担金前払金	3,028,790	
その他固定資産計	89,241,265	
固 定 資 産 合 計		3,264,731,729
資 産 合 計		3,300,257,054
<b>II 負債の部</b>		
1 流 動 負 債		
未 払 金 未払臨時賃金 修繕費外 17 件	3,010,090	
預 り 金 役員総代職員所得税預り金	194,692	
流 動 負 債 合 計		3,204,782
2 固 定 負 債		
公庫資金等長期借入金	49,420,620	
日中ダム水系県・団営事業公庫借入金 11 件	43,276,329	
反田地区県営事業公庫借入金 5 件	3,586,267	
天井沢地区県営事業公庫借入金 8 件	998,034	
諏訪地区県営事業公庫借入金 6 件	1,559,990	
職員退職給付引当金	37,257,450	
発電事業修繕引当金	40,186,390	
長期預り金（国営事業用地補償処理費用）	5,714,777	
固 定 負 債 合 計		132,579,237
負 債 合 計		135,784,019
<b>III 正味財産の部</b>		3,164,473,035

# 令和2年度 事業報告

## (1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体計画	令和元年度まで	令和2年度	令和3年度以降	付記
会津北部	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営造成施設保全対策工</li> <li>・測量試験費</li> <li>・営繕費等事務費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八方頭首工保全対策</li> <li>・八方外2幹線用水路保全対策</li> <li>・大平沼取水塔保全対策</li> <li>・機側計装機器更新</li> <li>・頭首工等実施設計</li> <li>・営繕費等事務費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八方・下台頭首工保全対策工</li> <li>・日中外2幹線用水路保全対策工</li> <li>・大平沼取水施設保全対策工</li> <li>・大平沼発電所改修2期工事(3年国債)</li> <li>・日中ダム実施設計</li> <li>・営繕費等事務費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国営造成施設保全対策工</li> <li>・測量試験費</li> <li>・営繕費等事務費</li> </ul>	平成28・29年度事業負担分 国 66.66% 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17%  平成30年度事業負担分より 国 66.66% 県 19.34% 市町村 9.00% 受益者 5.00%
	事業費	5,749,000千円	1,964,000千円	<b>769,000千円</b>	3,016,000千円	工期 H28～R5(8年間)

## (2) 県営水利施設等保全高度化事業(一般型(基幹水利施設保全型))

地区名	区分	全体計画	令和元年度まで	令和2年度	令和3年度以降	付記
会津北部	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営造成頭首工、用水路施設機械保全対策工</li> <li>・測量試験費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三吉用水路等保全対策工</li> <li>・松野本外4頭首工電機設備更新</li> <li>・網取頭首工護床工改修</li> <li>・実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪頭首工電気設備更新</li> <li>・松野本右岸用水路更新</li> </ul> (R02追加補正、次年度施工) <ul style="list-style-type: none"> <li>・半在家用水路余水吐改修</li> <li>・網取外2用水路・ゲート更新補修</li> <li>・測量試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営造成施設保全対策工</li> <li>・測量試験</li> </ul>	【負担割合】 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
	事業費	500,000千円	141,000千円	<b>140,000千円</b>	219,000千円	工期 H30～R4(5年間)

## (3) 県営日中ダム維持管理事業

令和2年度事業費	施設管理者 / 持分比率		形態	持分事業費	負担対象事業費	土地改良区組合員負担額	付記	
<b>112,264千円</b>	治水	県土木部【代表】	47.5%	所有	53,326千円	-		
人件費 19,211千円	農水	県農林水産部	49.0%	管理受託	<b>55,009千円</b>	<b>52,393千円</b>	<b>14,441千円</b>	うち市町村補助金 3,634千円
運営費 37,825千円	上水	市水道課	3.0%	所有	3,368千円	-		
整備費 51,048千円	発電	東北自然エネ(株)	0.5%	所有	561千円	-		
交付金 4,180千円								

## (4) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業八方頭首工	<b>4,378千円</b>	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 3,190千円 国 30% 県 30% 市町村 20% 組合員負担 20%
国営造成施設管理体制整備促進事業	<b>8,300千円</b>		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の 37.5% 以内 国 50% 県 25% 市町村 25% 組合員負担なし

## (5) 発電事業

事業名	事業費	事業実施主体	付記
大平沼小水力発電事業費 (令和2年度売電収入: 31,787千円) ※土地改良施設管理費への充当額 4,781千円	<b>30,030千円</b>	会津北部 土地改良区	発電所点検整備費 6,160千円 日中ダム水系施設購入電気料費 5,650千円 減価償却費 726千円

## (6) 維持管理事業の状況

### 【かんがい期】(5月6日～9月6日 124日間)

前年度12月～3月の降雪量が過去最低を記録し、管内各ダムの貯水確保が懸念されたが、かんがい期前には各ダムともに満水となった。

代かき時期は河川の自流水が少なく、ダムからの放流量への依存度が大きかったが、6月11日に梅雨入りし、7月には過年度平均の1.5倍の降雨がみられ、各ダムともに満水状態で出穂期をむかえることができた。

また、維持管理計画書に定めた管理対象施設を点検整備し、用排水維持管理委員会、水系毎の水利委員会と連携して農業用水の効果的な運用に努めた。

### 【非かんがい期】(4月1日～5月5日・9月7日～3月31日 241日間)

各施設より水路の維持用水を確保し、水路の機能維持に資するとともに、各集落の生活用水(防火用水等)としての多面的機能発揮に努め、日常の維持管理では、かんがい期の用水運用に支障をきたす恐れのある施設での、直営または業者請負による補修等を実施し、適切な維持管理に努めた。また、令和3年2月13日に発生した地震(喜多方市震度4観測)により、各施設の臨時点検を実施した結果、特に異常はなかった。

国営・県営事業の工事による通水停止は、農林水産省・福島県の配慮で、その影響を最小限に抑えて施工され、水利委員会、集落と連絡調整しながら、通水の状況を回覧等により地域住民へ周知した。



## 関連事業実施状況

各事業実施に際しましては、工事に伴う頭首工・分水工からの通水停止や水廻しのご協力ありがとうございます。関係機関のご尽力のもと、順調に進捗しております。今後も工事により、非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 国営会津北部かんがい排水事業（平成28年着手）

令和3年度は

大平小水力発電所 発電機更新

下台頭首工 エプロン・護岸補修、調整ゲート改修、操作室堰柱補修

関柴ダム 取水ゲート・コンクリート補修 等を実施しております。

なお、大平沼小水力発電所は令和元年より3年国債にて施工しており、令和4年4月から更新する発電機による運転に向けて調整しております。



▲関柴ダム 取水ゲート  
取水ゲート等の補修のためダムの水位を下げて作業中



▼下台頭首工 エプロン  
河川を半分閉めきって施工中



▶エプロン  
摩耗による  
鉄筋露出



▲大平沼小水力発電所 発電機  
(上から施工前、既設撤去、組立)

### 県営水利施設保全高度化事業 会津北部地区（平成30年着手）

令和3年度は

諏訪・堂畑・慶徳頭首工 電気設備更新

松野右岸用水路 長寿命化保全対策工事（水路更新）

綱取用水路 ゲート更新・補修

半在家用水路 余水吐改修 等を実施しております。

慶徳頭首工では、電気設備更新工事に伴うゲート操作を安全・円滑に実施するために、河川内土砂の移動工事を実施しました。



▲松野右岸用水路 更新工事  
昨年度施工した範囲の下流部にて施工



▲綱取用水路 ゲート更新・補修工事



▲慶徳頭首工 河川内土砂移動工事

# 令和4年度 配水計画

利水調整規程に基づき令和4年度の配水計画を定めたので同規程第10条の規定によりお知らせします

## 1. 水利使用規則に基づき調整を行う施設

**代かき期** 通水期間 **5月6日から5月20日(15日間)**  
**普通期** 通水期間 **5月21日から9月6日(109日間)**

**9月7日から翌年5月5日**  
 241日間は非かんがい期

かんがい用水の運用は、降雨量、気象状況、ダム貯水量、河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断します。河川法により許可された下記の水利使用規則の範囲内において用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施します。

### 日中ダム水系

押切川・濁川・田付川・姥堂川・大塩川

取水施設	許可最大取水量 m <sup>3</sup> /s				年間 総取水 量 (制限)  千m <sup>3</sup>	水利使用規則 協議・許可区分	取水施設 管理者	備考
	かんがい期 (124日間)		非かんがい期 (241日間)  9月7日から 翌5月5日まで	年間 総取水 量 (制限)  千m <sup>3</sup>				
	代かき期 (15日間) 5月6日から 5月20日まで	普通期 (109日間) 5月21日から 9月6日まで						
日中ダム取水塔	8.761	5.344	1.059	40,210	農林水産大臣	福島県	日中ダム管理所	
八方頭首工 (左岸)	5.697	4.179	1.830	59,940		喜多方市	会津北部 土地改良区で 操作受託	
八方頭首工 (右岸)	0.154	0.127	0.040	1,770				
松野頭首工	1.917	1.577	0.650	24,780				
下台頭首工	1.663	1.374	0.510	20,420				
塩川頭首工	1.640	1.302	0.460	18,530				
関柴ダム取水口	1.688	1.232	0.430	13,390				
大平沼ダム取水口	1.867	0.915	0.000	5,410	福島県知事	会津北部 土地改良区		
半在家頭首工	0.473	0.378	0.130	5,270				
松野本頭首工	1.502	1.248	0.430	17,910				
慶徳頭首工	0.559	0.448	0.160	6,420				
一の堰頭首工	0.550	0.454	0.160	6,570				
堂畑頭首工	0.456	0.374	0.130	5,340				
網取頭首工	1.186	0.977	0.330	13,810				
諏訪頭首工	0.338	0.274	0.090	3,780				
三吉頭首工	0.792	0.642	0.230	9,240				
中江堰	0.194	0.163	0.060	2,450				
栗生沢堰	0.155	0.128	0.040	1,780	会津北部 土地改良区			
小塩堰	0.143	0.117	0.040	1,670				

### 揚水機水系

日橋川

取水施設	許可最大取水量 m <sup>3</sup> /s					年間 総取水 量 (制限)  千m <sup>3</sup>	水利使用規則 許可区分	取水施設 管理者	備考
	かんがい期 (124日間)			非かんがい期  9月7日から 翌5月5日まで	年間 総取水 量 (制限)  千m <sup>3</sup>				
	代かき期 (10日間) 5月6日から 5月15日まで	普通期 (114日間) 5月16日 6月25日 6月26日 7月10日 7月11日 9月6日							
遠田貝沼揚水機場	0.567	0.360	0.120	0.383	許可量なし	規制なし	会津北部 土地改良区	会津北部 土地改良区	遠田貝沼揚水樋管
遠田第二揚水機	0.088	0.053	0.012	0.061					

**農業用水は、地域の取り決めと水利委員会の指示に従って、ご利用くださるようお願いいたします。  
水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！掛け流しはやめましょう！**

## 2. かんがい期における農業用水の利用調整方法

- ① 会津北部土地改良区が直接管理する施設は、降雨等の気象条件を勘案し、水利使用規則で規定された最大取水量と年間総量の範囲内で取水量を調整する。
- ② 各水系においては、水利委員会を中心として、下記の項目について会津北部土地改良区と連携をはかり、適正な用水管理を実施するものとする。
  - 1) 代かき通水日程等の調整
  - 2) 農業用水の効果的運用に関する各種対応
  - 3) 洪水時等緊急時の対応
  - 4) その他必要と認められるとき
- ③ 各水系において、農業用水が不足すると見込まれる場合、各水利委員会においては、会津北部土地改良区と連携し、次の対応を検討するものとする。
  - 1) 農業用水の配水に係る輪番制の検討
  - 2) 掛け流しを防止するための周知徹底
  - 3) その他必要と思われる節水対策の検討
- ④ 渇水等が予測または発生し、必要取水量の確保ができないと判断した場合、用排水維持管理委員会を開催し、各地域への配水方法等を検討する。

該当する水系の水利委員会と調整のうえ、取水施設の取水量を変更します。  
なお、取水量変更後における地域・集落間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々をお願いしています。上流の変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

### かんがい用水は無限ではありません 限りある貴重な資源であり財産です

水田への掛け流しは、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますのでお止めください。  
用水量調整のご要望の際は、まず上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、ご連絡ください。この配水計画に基づき運用するため、個人のご要望にはお応えしかねます。

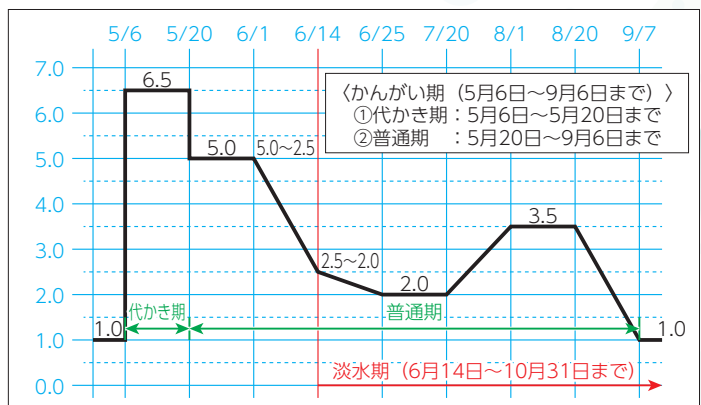
## 3. 日中ダム取水塔取水計画

- ① ダムを無駄なく有効利用するために、期間ごとに下記の取水塔取水量を目安として運用する。  
なお、出穂期の用水を確保するため、6月中旬～7月中旬までの期間、取水塔取水量を減ずる。

※降雨・貯水位の状況により取水量は増減する。

※6月14日以降（洪水期）は、常用洪水吐からの放流を考慮する。

- ② かんがい期において貯水位が低下し、農業用水の放流を制限する必要があると予想されるとき、または必要なときは、日中ダム農側管理者である福島県農林水産部と協議を行うとともに、用排水維持管理委員会を開催し、放流停止に伴う対応について検討を行う。



編集後記

新型コロナウイルス感染症が1月以降、全国的に急拡大し、福島県においても1日における感染者数が過去最大を更新するなど、油断できない状況が日々続いております。  
そのため、組合員の皆さまには事務所にお越しくださった際、感染症予防対策により、ご不便をお掛けすることがございますが、何卒ご協力の程よろしくお祈い致します。

広報編集者

〒966-0017

福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1

TEL : 0241-22-7356

FAX : 0241-22-7396

E-mail : info@aizuhokubu.or.jp

会津北部土地改良区 |

検索

<http://www.aizuhokubu.or.jp/>

# 忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更(組合員の権利、賦課金納付等の義務)は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などの手続きでは変更できません。忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。



- 農地を異動したとき (売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなられたとき (相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき



## 組合員の資格 得喪通知

【土地改良法第43条】義務

- ・ **土地改良区の組合員**(維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者)となるのは、管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者(未登記の法定相続を含む)です。 →【土地改良法第3条】
- ・ 組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の**組合員**か**所有者**のいずれかで任意です。所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、**賃借料決定の前によく話し合い**、組合員が変更となる場合には**組合員資格得喪通知**(連名)の届出を土地改良区へ提出してください。福島県農業振興公社(中間管理機構)による**中間管理権設定の場合も同様**です。

→【土地改良法第43条】

なお、耕作権(中間管理権を含む)が設定された土地について、引き続き所有者組合員となる場合には、**農業委員会への届出と承認が別途必要**です。

賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課されます。売買・利用権・相続などで権利が異動した際、未登記や届出の不履行、耕作権の新規設定や解除の場合、賦課金の納付義務は承継組合員にあります。権利異動の際には特にご注意ください。

## 滞納賦課金の徴収を強化しています。

- ・ 当区では、督促や催告、役職員による戸別訪問等を実施して、滞納賦課金の回収に努めています。それでも回収できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法の手続きにより県知事から滞納処分の認可を得たうえで、強制執行による回収をおこなっております。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が**公共事業**によって買収されたとき



## 農地転用等の通知 地区除外申請書

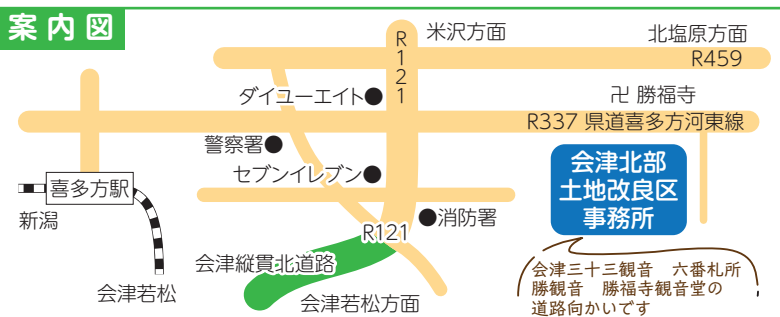
「農地転用の許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は**毎月20日**です。申請はお早めにお願いたします。

期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。

意見書交付には**決済金**、**現地確認手数料**・**同意書発行手数料**の納入が必要です。

公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納付が必要ですのでご注意ください。

### 案内図



**業務時間** 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)